破産手続廃止

平成２１年（フ）第３６２７号
東京都練馬区大泉町１丁目12番16号
破産者　有限会社高木商事
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６２８号
東京都練馬区大泉町１丁目12―16
破産者　高木　幸一
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２１３号
東京都世田谷区桜丘３丁目35―29
破産者　山口ゆみ子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００３０号
神奈川県川崎市宮前区神木本町２丁目12―11―102、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区神木本町１丁目17―40
破産者　堀江　竜一
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６８１号
千葉県市原市神崎８番地
破産者　有限会社小林開発
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６８２号
東京都小平市上水本町６丁目９―13―Ａ102
破産者　小林　秋雄
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７９５号
東京都日野市南平５―14―36、住民票上の住所徳島県鳴門市鳴門町高島字中島731
破産者　玉江　裕憲
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０６４号
東京都板橋区東坂下２丁目19―22―203
破産者　兼原　　浩
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５０６号
東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目20番５号102号室
破産者　株式会社ジオコーポレーション
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５２３号
栃木県宇都宮市下岡本町3787―５
破産者　三枝さなみ（旧姓岩崎）
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９１５号
埼玉県坂戸市大字欠ノ上80―８
破産者　野澤　敬三
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０５５号
東京都中野区南台４丁目60―11―201
破産者　藤田　次広
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２３５号
埼玉県さいたま市西区大字植田谷本298番
破産者　株式会社夢屋
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４９６号
東京都葛飾区水元５丁目15―13―103
破産者　瀬野　辰義
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７１４号
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目401―３
破産者　三浦　一至
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８７７号
東京都豊島区西池袋２丁目３番７号
破産者　株式会社小松農産
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３２３号
千葉県千葉市稲毛区小仲台７丁目24―９―210
破産者　板里　理幸
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４６７号
東京都練馬区田柄２丁目18―12―201
破産者　浅海浩一郎
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３７２号
千葉県船橋市二和西５丁目16―23　ボナールⅠ―101
破産者　北澤　　亮
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６４３０号
東京都町田市森野３丁目３―14
破産者　加藤　敏之
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８１１号
栃木県宇都宮市鶴田町1300―24
破産者　鈴木　秀真（旧姓半田）
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部